

♣ リサイクル料の税務処理

Q : 先日、自動車を買替えたところ、リサイクル料というものを取られました。これはどのように処理をすればいいのですか？

A : 支払ったときは預け金として処理(資産計上)をして、廃車したときに損金算入するのが原則です。

【解説】

今年施行された自動車リサイクル法によって、自動車を購入した時などには、将来廃車する際のリサイクル料をディーラーなどから徴収されることとなっています。

リサイクル料の内訳は、再利用にかかる費用及び情報管理料、資金管理料ですが、このうち資金管理料はリサイクル料を預けた時から費用になるものですから、その支出時の損金とすることができず、その他の再利用にかかる費用及び情報管理料は、廃車時にかかる費用ですので、支出時の損金とはできず、いったん預け金などとして資産計上しておき、廃車時に損金算入するという処理をしなければなりません。

また、消費税については、資金管理料は支出時の課税仕入とすることができますが、その他の再利用にかかる費用及び資金管理料については、廃車時にならないと役務の提供が受けられないことから、支出時の課税仕入とすることはできず、廃車時になってはじめて課税仕入とすることができます。つまり、預け金として処理していた金額を損金算入したときに課税仕入とすることができるということです。

